

議 案 第 94 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居資格に係る改正を
行うほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に
伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（入居資格者）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。次条第2項において「老人等」という。）であつて前項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備するものは、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効</p>	<p style="text-align: center;">（入居資格者）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。次条第2項において「老人等」という。）であつて前項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備するものは、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立</p>

<p>力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) <u>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者</u></p> <p>イ <u>現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者</u></p> <p>3～7 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。